

令和2年11月20日

愛知県私立高等学校授業料減免支援補助金の申請について（ご案内）

令和2年1月1日以降に転退職、長期療養、り災等特別な事情により授業料の負担が困難となったご家庭は、愛知県私立高等学校授業料減免支援（2回目）の申請ができます。著しく収入減になると認められた場合は、補助金区分が変更されます。

尚、「甲」区分のご家庭は、授業料が全額補助されていますので申請の対象外です。

<審査の基準>

●転退職

令和2年1月1日以降に転退職し、前年の収入に比べ、著しく収入減になると認められた場合。

●長期療養

長期（ただし、精神疾患の場合はおおむね6月以上）にわたり休職を伴う入院または通院等を要する疾病のため、著しく収入減になると認められる場合。

●り災

火災、風水害、地震等により家屋の全焼、全壊、流出等の被害を受けたと認められる場合。

●新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合。

<必要書類>

- 全員　・全世帯の住民票
- ・令和2年度の「課税証明書」（親権者2名分）

以下、状況に応じて書類をご準備ください。

●転退職

* 退職の場合

- ・前雇用主の発行した退職証明書、雇用保険受給資格者証または離職票
- ・現在の収入状況を証する書類

現在勤務している会社の給与支払証明書、民生委員による無職の証明書
又は本人による無職・無収入の申立書

* 転職の場合

- ・前雇用主の発行した退職証明書、雇用保険受給資格者証または離職票
- ・現雇用主の発行した在職証明書、雇用証明書等（入社日が記載してあること）
- ・現雇用主の発行した給与支払証明書又は給与明細の写し（就職以降全て）

※退職後、就職するまでに1か月以上の期間がある場合は、雇用保険受給資格者証又は、民生委員による無職の証明書又は無職・無収入の申立書を提出してください。

●長期療養

- ・医師の診断書の写し

初診日、病名、就労の可否に関する内容、経過及び入院期間の記載があること。

- ・現在の収入状況を証する書類

現在勤務している会社の休職証明書または本人による休職（休業）証明書（休職（休業）した年月日が記載されていること）

●り災

- ・り災証明書（市区町村又は消防署の発行するもの）
- ・家屋の復旧に要した費用の支払証明書（領収書の写し）

●新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合

1) 給与収入の場合

- ・家計状況申告書（本校事務室に書類がございます）
- ・家計急変が発生した月とその前月の給与明細書
- ・会社作成の給与（見込）証明書

2) 事業収入の場合

- ・家計状況申告書（本校事務室に書類がございます）
- ・家計急変の発生した月とその前月の会計帳簿
- ・税理士または公認会計士の作成した事業所得（見込）証明書

<適用期間>

特別事情が発生した日が属する月の翌月から遡って区分を適用します。

<申請期間>

令和2年12月11日（金）までに必要書類をそろえて事務室までご提出ください。

※家計状況申告書、給与支払（見込）証明書<ひな型>、事業所得（見込）証明書<ひな型>は本校HPに掲載します。

栄徳高等学校 事務室
TEL0561-62-5000